

2021年(令和3年)3月31日

新座市長 並木傑様

すべての介護・福祉従事者に新型コロナウイルスワクチンの優先接種と
公費による頻回のPCR検査実施の要望書

日頃、新座市の行政にご尽力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延が拡大して1年、すべての介護・福祉従事者は強い緊張の中で支援を続けてきました。利用者には認知症や精神・知的障がいからマスクなどの感染対策ができない人が多く、罹患した場合重症化が極めて高い難病や末期ガン患者、医療的ケア児・者なども含まれます。サービス従事者が「感染させない」よう努めても、無症状感染や感染力の強い変異ウイルスが増えている今、限界があります。

特に訪問介護には、2回目の非常事態宣下が出てから、「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」(Vol.919 令和3年2月5日厚生労働省老健局)が出されました。本来なら入院治療対象となる要介護高齢者の在宅療養を訪問介護にゆだねたものです。けれども、公費によるPCR検査の対象にはならず、ワクチンの優先接種からも除外されてきました。3月3日付「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」で、在宅介護も対象となるとされましたが、クリアしなければならない条件が付されています。「・市町村の判断によって、・自宅療養を余儀なくされる高齢の患者や濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向のある居宅サービス事業所等について、・当該事業所等に従事する者で、そうした介護サービスの提供等を行う意思を有する職員を対象に含むことができることとする」というものです。優先となっている医療介護の他業種には付されていない条件です。

従事者の感染リスクは「感染した患者」や「濃厚接触者」に直接接触れることだけではありません。訪問介護に限らず、在宅介護サービス従事者は、感染の可能性がある利用者と不意に接触する可能性が高い職種です。

そして、今後実施されるワクチン接種時に、接種会場まで一人で行かれない要介護高齢者や障がい者の同行援助にあたるのは、在宅サービス従事者になるでしょう。相談支援専門員やケアマネジャーが当たることもあるでしょう。

ワクチン接種の優先順は自治体の裁量が認められているとのことですので、新座市は高齢者介護と障がい者福祉従事者すべてを優先接種対象とされるよう強く要望いたします。

また、従事者へのワクチン接種がいきわたるまでの間、頻回のPCR検査を公費で実施することを要望いたします。従事者への頻回な検査と早期のワクチン接種は、重症化リスクの高い介護・福祉サービス利用者を守るために必須条件です。

1. すべての介護・福祉従事者を、条件をつけることなく、新型コロナウイルスワクチンの優先接種対象にしてください。
2. すべての介護・福祉従事者に、頻回なPCR検査を公費で実施してください。

※「すべて」の中には、ケアマネジャー、相談支援専門員、福祉用具レンタル、移送サービス、配食サービス従事者等を含みます。

※ワクチン接種は希望者を対象とします。

社会福祉法人 障害者を守る会
株式会社 かくの木
特定非営利活動法人 太陽
特定非営利活動法人 暮らしネット・えん
訪問介護事業所 菜々の郷
訪問介護事業所 埼玉ライフケアサービス新座
訪問介護事業所 埼玉ライフケアサービス大和田
デイサービス 隣家
デイサービス いちい
デイサービス つばめ
アクティブデイサービス たいむ
通所介護事業所 民の家
デイホーム さわやか学舎